

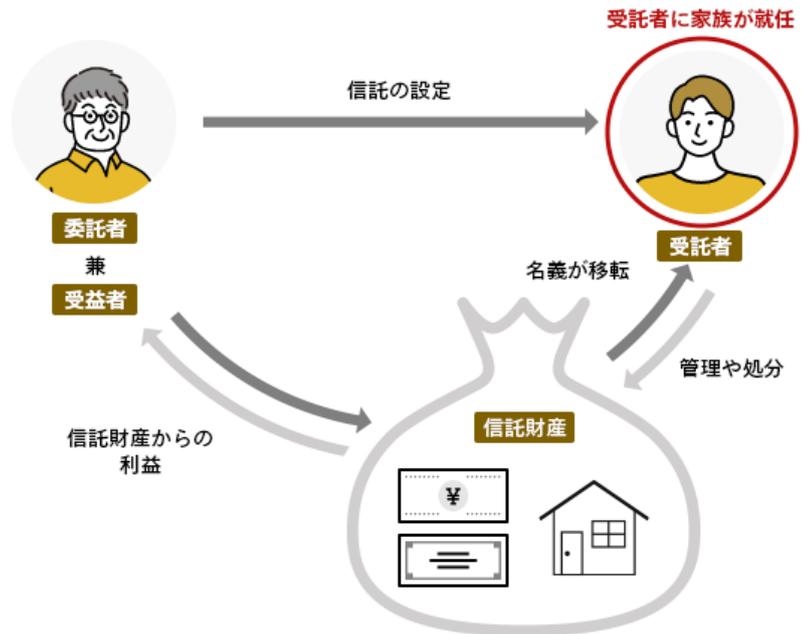
「つむぎ」関係者の役割について

家族信託において、財産を所有しつつ、その財産を信託して管理等を託す人を「**委託者**」、信託の目的を達成するために信託された財産の管理等を行う人を「**受託者**」、その財産を「信託財産」と言います。

また、信託財産からの経済的な利益を受け取る人を「**受益者**」と言います。

信託財産は「**受託者**」の名義となりますが、**受託者**は信託契約書に定められた「**委託者**が管理等を託す目的（信託の目的）」や「信託財産の管理等の方法」等に基づき、信託財産の管理等を行い、信託財産からの利益を**受益者**に渡します。

委託者が**受益者**を兼ねて、信託した後も引き続き信託財産からの利益を得ることもできます。一方、**受益者**を**委託者**以外の第三者とし、信託財産からの利益で**受益者**を支援することもできます。



「つむぎ」においては、他に、次の関係者が必要となります。

関係者	役割
受益者代理人	受益者 が判断能力を欠いて意思表示ができない、又は事務上、 受託者 が必要であると認めた場合に、 受益者 に代わって 受託者 から信託財産の管理状況の報告を受けたり、信託財産の管理等について指図や監督を行う人物です。
第一帰属権利者	委託者 兼 受益者 （第二受益者がいる場合には第二受益者を含みます。）が亡くなった際に、残った信託財産（残余財産）を受け取る人物です。 ※ 受託者 自身を帰属権利者に指定することも可能です。
第二帰属権利者	委託者 兼 受益者 が亡くなった際に第一帰属権利者もすでに亡くなっていた場合に、残余財産を受け取る人物です。

第二受託者	万が一、当初の 受託者 が信託財産の管理等をできなくなった場合に、新たな受託者として信託財産の管理等を行う人物です。
第二受益者 (選択項目)	第二受益者は、 委託者兼受益者 が亡くなった後、新たな受益者として信託財産からの利益を受け取る人物です。
